

令和6年12月から

複数人訪問費用 補助事業補助金

が申請しやすくなりました！



この度、複数人訪問費用補助事業(公的医療保険を利用する訪問看護)補助金の申請が簡便になるよう事前協議実施要領の見直しを行いました。今回の改正のポイントは以下の3点です。

- 1 ケアマネージャー等が作成した意見書の提出も可能となります！**
補助金の実績報告時に「主治医の意見書」を求めていましたが、今回の改正で、主治医以外(ケアマネージャーや相談支援専門員等)によって作成された意見書でも提出可能とします。
- 2 前述①の意見書を省略できます！**
サービス担当者会議で複数人訪問の必要性(暴力行為等が原因のものに限る)があり、かつ診療報酬の加算が困難であることを協議した会議録等の写しがあれば、前述①の意見書に代えることができます。
- 3 事前協議書の提出がオンラインでもできます！**
補助金申請前に事前相談として事前協議書の提出を求めています。電子申請・届出サービスで事前協議の電子申請ができるようになりました。
※ 詳しい変更箇所は埼玉県ホームページをご覧ください。

埼玉県 訪問看護の充実

検索



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

暴力行為等の恐れがあるとき(暴力行為等の発生前)も補助対象になります。看護師以外の准看護師、看護助手、事務職員や弁護士との複数人訪問も補助対象です。

暴力行為等の恐れがある方の契約の際の重要事項説明書の説明時や契約解除時の複数人訪問の際にも、補助金をご利用ください。

暴力行為等が発生する前に、複数人訪問を実施する前に下記問合せ先に御連絡ください！

【問合せ先】

- 診療報酬について 埼玉県保健医療部医療人材課 ☎ 048-830-3543 ✉ a3560-01@pref.saitama.lg.jp
- 介護報酬について 埼玉県福祉部高齢者福祉課 ☎ 048-830-3254 ✉ a3240-11@pref.saitama.lg.jp
- 居宅介護について 埼玉県福祉部障害者支援課 ☎ 048-830-3317 ✉ a3300-06@pref.saitama.lg.jp